

戦前における外国史教育の歴史(1)

有 田 嘉 伸*

(平成13年10月31日受理)

A Historical Study on World History Education before World War II

Yoshinobu ARITA

(Received October 31,2001)

1 はじめに

平成元年の学習指導要領の改訂によって、高等学校社会科は地理歴史科と公民科とに再編され、世界史は地理歴史科のなかの科目として行われるようになった。わが国の中等学校における歴史教育は、第二次世界大戦以前には、国史（日本史）・西洋史・東洋史の三つに分けて行われてきた。それが、第二次世界大戦後、新教科社会科が設けられると、歴史教育は高等学校社会科のなかに日本史と世界史の2科目が設けられ、2分法で行われてきた。社会科が地理歴史科になったことは、歴史を現代理解の「手段」としてのみ考える考え方の問題点を指摘し、歴史自体の意味や価値を重視し、「歴史を」教えることをより重視する考え方を反映していたが、それは、戦前の歴史科の復活的な意味ももっていたといえる。本論は、明治以降、第二次世界大戦までのわが国で行われた外国史教育の歴史をたどり、教科・科目の目的や内容構成の考え方における、社会科世界史、地理歴史科世界史との共通点や相違点を探究したい。

ところで、戦前の外国史教育の歴史をたどる際に、教授要目等の改正を基準にして時期区分をする方法¹⁾と、教科書の検定制度等をもとに時期区分する方法²⁾があるが、本論文では前者を中心に、次の四つの時期に区分して論じていきたい。

- 1 明治前期 (明治5 [1872] 年～明治26 [1893] 年)
- 2 明治後期 (明治27 [1894] 年～明治43 [1910] 年)
- 3 大正期 (明治44 [1911] 年～昭和5 [1930] 年)
- 4 昭和前期 (昭和6 [1931] 年～昭和20 [1945] 年)

*長崎大学教育学部社会科教育研究室

2 明治前期 (明治5 [1872] 年～明治26 [1893] 年)

(1) 学制の公布

廃藩置県後の1871 (明治4) 年に設置された文部省は、翌1872 (明治5) 年に学制を公布し、統一的な国民教育制度の確立につとめた。その構想は、全国を8大学区に分け、各大学区に1大学を置き、さらに各大学区を32の中学区に分け、各中学区に1中学校を設け (計256校)、各中学区を210の小学区に分け、各小学区に1小学校を置く (計53,760校) という、フランス流の中央集権的・画一的な教育制度の実現を目指した。⁽³⁾

学制の特色や目指す人間像は、学制と同時に出された「学事奨励に関する被仰出書」によると次のような点であった。

①学校は立身治産のための学問を授けることを目的とする。

②そのための学問は、実践に役立つ封建的な教学ではなく、官吏、農工商その他あらゆる職業に必要な知識や技術である。

③こういう学問は、身分階級を問わず、すべての人民が就学して、「邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事」を期さねばならない。

④学校は各人の立身治産に役立つものであるから、その費用は官に依頼することなく、人民自ら負担すべきである。⁽⁴⁾

学校の組織と歴史教科についてみると、小学校は、下等小学4年 (6歳～9歳)、上等小学4年 (10歳～13歳)、計8年は男女とも必ず卒業すべきものとされた。1872 (明治5) 年の小学教則では、歴史教科としては、上等小学第7級で「史学輪講、1週4字 (字は時と同じ意)、王代一覧等ヲ独見輪講セシム」、第6級で「史学輪講、1週4字、国史略等ヲ独見輪講セシム」、第5級で「史学輪講、1週6字、前級ノ如シ」、第4級で「史学輪講、1週4字、万国史略ノ類ヲ以テ独見輪講スルコト前級ノ如シ」、第3級で「史学輪講、1週2字、五洲記事等ヲ独見輪講スルコト前級ノ如シ」、第2級で「史学輪講、1週2字、前級ノ如シ」、第1級で「史学輪講、1週2字、前級ノ如シ」と規定されている。各級通算しての教授時数は、日本史14時間、外国史10時間ということになる。⁽⁵⁾

しかし、1873 (明治6) 年の改正小学教則では、「史学輪講」が「歴史輪講」と改められ、時間数も、第7級で1週2時、第6級で1週2時、第5級で1週4時、第4級で1週2時、第3級で1週2時、第2級で1週1時、第1級で1週1時とされた。⁽⁶⁾

中学校については、1872 (明治5) 年の中学教則略で規定され、下等中学3年 (14歳～16歳)、上等中学3年 (17歳～19歳) に分けられた。歴史教科は、「史学」という名称で下等中学で科されたが、1873 (明治6) 年の改正中学教則略では、「史学」は「歴史」と改められた。⁽⁷⁾

またその間、良い教師及び邦文で書かれた適当な教科書の不足のため、1872 (明治5) 年「外国教師ニテ教授スル中学教則」を定め、英語、フランス語、ドイツ語のいずれの外国語を用いて教授しても良い中学校を設けることとした。そこでの歴史教科は、「史学」という名称で行われ、英語では「パーレー氏万国史」、フランス語では「テュリュウ氏万国史」、ドイツ語では「ベック氏万国史」などが教科書として用いられた。時間数は、下等中学第2級2時間、第1級2時間、上等中学第6級2時間、第5級2時間、第4級2時間、第3級2時間、第2級1時間、第1級1時間、合計14時間と規定された。⁽⁸⁾

しかし、外国人教師を招いて、ことごとく原書で講義するという事は容易ではなく、

開設された東京の第一番中学（南校）はその後東京医学校と合併して東京大学となり、大阪の第一番中学（開明学校）、長崎の第一番中学（廣運学校）も、それぞれ外国語学校となった⁹⁹。これらの学校の歴史教育は、日本史を省いて外国史のみを教え、それも内容は西洋史中心であったことは問題であった。

学制が公布されても、新しい教科書は間にあわなかったため、文部省は、当時民間で使われている書物のうち、各教科の教科書として適当と思われるものを例示した。やがて師範学校及び文部省によって近代的な教科書が編集、出版され、全国的に使用されるようになるが、それらの教科書は、外国の教科書を模倣するか、直訳したものであった。文部省が小学校の教科書として例示した歴史教科書には次のようなものがあった。¹⁰⁰

1872（明治5）年例示

『王代一覧』（林恕著）

『国史略』（岩垣松苗著）

『万国史略』（西村茂樹訳）

『五洲記事』（グッドリッチ著、寺内章明訳）

1873（明治6）年追加

『内国史略』（南摩綱紀編）

『史略』（文部省版）

『参考太平記』

『条約国史略』（土屋政朝・高見沢茂編）

(2) 当時の教科書の特徴

筆者所有の教科書によって、この時期の代表的な外国史教科書の内容と特徴を見てみよう。

ア 『史略』

この書は、1872（明治5）年に文部省が刊行し、その後各府県で多くの版が発行された。和とじの4冊本で、第1巻、皇国（日本史）、第2巻、支那（中国史）、第3巻・第4巻、西洋（西洋史）という構成になっているものが多いが、筆者が所有するものは、1873（明治6）年山口県が発行した3冊本で、第1巻、皇国・支那、第2巻、西洋上、第3巻、西洋下となっている。当時の歴史は、幕末以来の伝統を受け継いで、日本史、中国史、西洋史がひとつの本にまとめられていたことがわかる。第1巻の編集者木村正辞は「例言」で次のように述べている。

「一 此書幼童をして暗誦せしめむことを要す。故に簡易を旨としすべて省略に従う。」

「一 天皇の御名はすべて常の御称のみをしるして尊号御諱等を略く。」

当時は、歴史教育によって国家や支配者の興亡盛衰の経緯を、一種の知識・教養として身につけさせることを目指し、そのためには、教科書を読ませ、暗誦させる読書主義の学習法が中心であり、歴史の学習によって国体の尊厳を知らしめたり、国民の自覚を高めようというねらいは未だ強くなかった。そのため、天皇・皇室に対して関心がうすく、神秘的崇敬の念もあまりなかったことが文章からうかがえる。

文章は、当時としては珍しく漢字と平かなで書かれている。内容の配分は、皇国19枚（37ページ）、支那18枚（36ページ）に対して、西洋は85枚（169ページ）となっており、

西洋史の比重が非常に重くなっている。

第2巻の編者内田政雄は、「西洋史略緒言」で、「歴史を学ぶにはまづ地理の大略を記憶し預め何れに在るを知るを肝要なり」とし、また「年代の数へ方を知るべし」として西暦紀元の由来や「紀元前」の意味について説明をしている。また時代区分については、「上古・中古・近代」に分け、上古は「世の未だ開けざる初めより紀元五百年まで」、中古は「五百年より千五百年まで」、近代は「千五百年より今日まで」をいうと説明している。

イ 『万国史略』

この書は、1873（明治6）年に東京師範学校が小学校用教科書として編集し、1874（明治7）年に文部省が刊行したもので、著者は大槻文彦となっている。その後各府県で多くの版が発行されたが、筆者が所有するものは、1877（明治10）年に岐阜県で発行されたもので、巻末に小川亮の標注略解がついている。和とじの2冊本で、第1巻、亜細亞洲・欧羅巴洲上、第2巻、欧羅巴洲下、亜米利加洲となっている。

『史略』では皇国、支那、西洋の構成であったが、この書では皇国が省略され、外国史だけになっている。また支那が亜細亞洲に拡大され、その中は漢土、印度、波斯、亜細亞洲児其の構成になっている。

「例言」によると、日本の部はこの中には入れず、万国の中で、漢土（中国）の部を詳しくする。それは、中国が日本と「交通」が最も久しく、「疆界」も近く、「気類」も近い国だからである。中国の年号は記載しない。西洋については、キリスト生誕の年を紀元とした西暦を用いる。印度、波斯等の諸国はアジアに属すが、その記事は西洋の史書から訳したものであるため西暦を用いて記す。西洋の部は文部省の発行した『史略』を用いてこれを増減した、などが記されている。

文章は、漢字と片かな混じりで書かれており、2冊あわせて51点の挿絵も挿入されている。内容の配分は、漢土54ページ、印度4ページ、波斯4ページ、亜細亞洲児其（古代オリエント、イスラム帝国、西アジア史）13ページなのに対し、欧羅巴洲（ギリシア、ローマから19世紀後半までのヨーロッパ史、オスマン＝トルコを含む）は74ページ、亜米利加洲（いわゆる「発見」から19世紀後半のグラント大統領時代まで）15ページで、圧倒的に西洋史の比率が高くなっている。記述内容も、欧米キリスト教文化を賛美し、アジア・アフリカに対しては偏見や劣等感に満ち、アジア的自覚が欠如するという特色をもっている。

ウ 『泰西史鑑』

この書は、東京師範学校などで用いられた中学校用教科書である。原書はドイツで発行され、オランダ語に訳された万国史を、さらに日本語に翻訳したもので、ドイツ・オランダ系の万国史として珍しい書である。表題に、物的爾著、珀爾克訳、西村茂樹（鼎）重訳と記されている。上編（10冊）・中編（10冊）・下編（15冊）、合計35冊の和とじ本になるが、上編は1869（明治2）年、中編は1872（明治5）年、下編は1877（明治10）年に発行されている。序文は漢文で記されており、下編の序文は中邨正直が書いている。本文は漢字、片かな混じりの文語文である。内容は西洋の政治史・戦争史が中心で、上編は開闢から古代ローマまで、中編はゲルマン民族の移動から大航海時代まで、下編は宗教改革から19世紀後半までの欧米史となっている。

エ 『巴來万国史』

この書は、アメリカ人グッドリッチがパーレーのペンネームで刊行した教科書を、牧山耕平が訳した中学校用の教科書で、当時多くの翻訳が出された『パーレー万国史』のなかでは最も広く使われた。上巻・下巻からなり、筆者所有本は、1877（明治10）年、東京の弘令社から発行されている。

『岩波-ケンブリッジ世界人名辞典』などによると⁹⁰、グッドリッチ（Samuel Griswold Goodrich、1793～1860）はアメリカの著述家で、パーレー（Peter Parley）はそのペンネームであった。ボストンで『トークン』誌を編集して新進作家を養成し、自ら子ども向けの道徳的詩、物語、エッセイを寄稿し、約200冊の本を出版した。『パーレー万国史』の原書もその1冊であった。

文章は漢字、片かな混じりの文語文で書かれており、全198章からなる。最初の5章は「緒言」で、「風船ニ駕シテ游行スル事並ニ目撃スル所ノ奇事ノ説話」「歴史並ニ地理誌ノ説話」「地球上水陸ノ区分」「亜細亜非利加及ヒ其他ノ国々ノ人民」「世界ノ各種ノ人民」について述べ、歴史と地理の並行学習の必要性を主張している。第7章から第37章まで亜細亜、第38章から第47章まで亜非利加、第48章から第159章まで欧羅巴、第160章から第187章まで亜米利加、第188章から第193章までオーシェニア（オセアニア）の歴史を述べ、最後の5章は「国政ノ淵源及ヒ進歩」「建築及ヒ貿易」「諸芸術ノ起源及ヒ進歩」「諸発明ノ月日」などのテーマで締めくくっている。

記述内容の特色をみると、満井隆行も指摘しているように、

- ①キリスト教的史観、キリスト教第一主義である。
- ②欧米中心の世界史で、アジア・アフリカなどについては人種的偏見に満ちている。
- ③自由と独立を賛美し、近代文明を謳歌している。
- ④教訓的・勸善懲悪的で、科学的・客観的な歴史ではない。

などの特色がみられる。⁹²

アジアについての記述を具体的にみると、

「亜細亜諸国ハ其治乱世変少ナカラズ、而シテ其人民ノ情形古今同一ナルハ亜細亜史ノ面目ノ最モ奇異タル所ナリ、亜米利加及ヒ欧羅巴ノ如キハ、知巧日ニ開ケ、文化月ニ進ミ、法制芸術凡ソ国ヲ利スルノ具日ニ新ナラザルモノ無シ」

「亜細亜ハ然ラス、国王ハ何人タリトモ、人民ハ唯々其奴隸ニシテ、教化ハ毫モ進マズ、自由ヲ知ラズ、真正ヲ貴シトセズ、徳行ヲ重シトセズ、余謂フ所ノ安楽ナル事ト愛國ノ念ハ彼ノ天帝ノ恵ヲ受ケ且富ヲ賦セラレタル亜細亜ニ於テハ之アラズ」

「福音真道ノ聖教ヲ識ラザル間ハ彼人民許多ノ邪教ヲ尊仰セン是レ亜細亜ノ真ニ開化シ難キ所ナルベシ、[マホメタニスム] 回々教ハ亜細亜中ニ蔓延スレトモ、此邪宗ヲ崇信スル所ノ国ハ、其人民曾テ幸福ヲ享ルコト能ハズ」（第36章）

と述べ、アジア社会の発展を否定するのみならず、アジアの人々の幸福な生活や、愛国心や道徳性の存在まで否定している。

(3) 教育令の公布

学制の理想は高遠であったが、中央集権的・画一的で、当時のわが国の国力や国民感情にも適さなかった。しかも、政府はこれを実施するため、地方に対する干渉を強めたため、

種々の弊害が生まれ、国民の不満も高まった。そこで、政府は1879（明治12）年、学制を廃止して、アメリカ流の自由主義的な教育令を公布した。

教育令は、小学校の規定が大部分をしめる47か条から成っていたが、①就学義務は毎年4か月、4か年で計16か月に短縮され、さらに、②学校以外に普通教育を受ける方法があれば就学とみなすというほど寛大であった。③学校の設立に関しては、学区制を廃し「毎町村或ハ数町村連合シテ公立小学校ヲ設置」するものとし、④私立学校をもって公立学校に代用しうるものとし、私立学校の設立を届出制とした。また、⑤教科目が学制の半数以下に削減され、簡素化された。⁹³

しかし、教育令実施の結果、ようやく普及し始めた初等普通教育がくずれ始め、政府内に批判が高まったため、翌1880（明治13）年、改正教育令が公布されるとともに、その実施のための諸規則があいついで制定された。1881（明治14）年に制定された小学校教則綱領は、修身科とならんで歴史科を重視するとともに、算術・地理や自然科学教科では、開発主義の教授法によって教科教育法を確立させようとしている。歴史科については、それまでの欧化的・啓蒙主義的歴史教育から、国家主義的な歴史教育への転換を示し、第15条で次のように規定された。⁹⁴

「歴史 歴史ハ中等科ニ至テ之ヲ課シ日本歴史中ニ就テ建国ノ体制、神武天皇ノ即位、仁徳天皇ノ勤儉、延喜天曆ノ政績、源平ノ盛衰、南北朝ノ両立、徳川氏ノ治績、王政復古緊要ノ事実、其他古今人物ノ賢否、風俗ノ変遷等ノ大要ヲ授クヘシ凡歴史ヲ授クニハ務メテ生徒ヲシテ沿革ノ原因結果ヲ了解セシメ殊ニ尊王愛國ノ志氣ヲ養成センコトヲ要ス」

このように、歴史科では、建国の精神や「尊王愛國ノ志氣」の涵養が強調されているが、小学校教育から外国史が省かれることになった。

1882（明治15）年、中学校教則大綱が制定され、中学校教育の内容に関する準則が設けられた。当時中学校は、初等中学科（4年）と高等中学科（2年）に分けられていたが、歴史は初等中学科で次のように課せられた。⁹⁵

第1年・前期（日本史・週2時間）、第1年・後期（日本史・週2時間）、第2年・前期（日本史・週2時間）、第2年・後期（支那史・週2時間）、第3年・前期（支那史・週2時間）、第3年・後期（万国史・週2時間）、第4年・前期（万国史・週2時間）、第4年・後期（万国史・週2時間）

(4) 学校令の制定

1886（明治19）年、帝国大学令・小学校令・師範学校令などとともに、中学校令が制定された。それによって、「中学校ハ実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ為ス所トス」と規定し、中学校を分けて尋常、高等の2等とした。尋常中学校は各府県で便宜設置しうるが、地方税の支弁によるものは各府県1校に限られた。高等中学校は官立とし、全国5か所に設けられることとなった⁹⁶。これらの諸学校令は、国家の立場、国家の利益を正面に打ち出したもので、かつて学制が、個人の立身・治産を掲げたのとは対照的であった。また、小学校令第13条、中学校令第8条で、「小学校（中学校）ノ教科書ハ文部大臣ノ検定シタルモノニ限ルヘシ」と規定し⁹⁷、初めて教科書検定制度が採用されたことも、絶対主義国家の国民を養成するのにふさわしい教材のみを教えようとする意図のあらわれであった。

中学校令と同時に定められた「尋常中学校ノ学科及其程度」では、歴史は「日本及外国ノ歴史」とし、各学年の時間数を示したに過ぎないが、文部省学務局が各府県に示した「尋常中学校課程表」では、歴史科の科目と時間は次のようになっている。⁸⁸

第1年（日本歴史・週1時間）、第2年（万国歴史・週1時間）、第3年（支那歴史・週2時間）、第4年（日本歴史・週1時間）、第5年（万国歴史・週2時間）。

1889（明治22）年、天皇親政と立憲主義を抱き合わせた大日本帝国憲法が公布され、翌年議会が開かれることになった。議会政治がもたらすであろう国民思想への影響を憂慮し、同年、教育勅語が公布され、天皇制教育の体制化が国民教育の大方針として確立された。

(5) 当時の教科書の特徴

ア 『万国史要』

この書は、パーレー万国史と並んで、明治前期の教科書としてよく用いられたスウィントン万国史の一つで、William Swinton（維廉斯因頓）著“Outlines of the World's History”（1884年）を松島剛が訳し、弟の松島鍊之助が校閲して、東京の春陽堂から出版されたものである。筆者は、版の異なる2冊の本を所有している。1冊の方の奥付によると、上巻、明治19年4月16日版權免許、中巻、明治19年11月18日版權免許、下巻、明治20年10月27日版權免許となっているが、所有本は、明治20年12月3日発行の合本である。また、もう1冊も上巻・中巻・下巻の合本で、奥付には、明治19年7月第1版、同20年11月第2版、同21年6月27日訂正第3版、同22年1月28日第4版となっており、「文部省検定済」の文字も入っている。すなわち、もともと原書が中学校の教科書として使われていたが、それを翻訳して教科書として使用し、さらに1886（明治19）年からの検定制度の実施とともに文部省の検定を受け、合格して使用され続けたものである。858ページという厚冊である。

2冊とも内容構成、訳文は同じだが、文部省検定済の后者には、前者にはない、2ページ大、部分着色の歴史地図6枚が挿入されており、教科書としての体裁がより整えられている。文章は、漢字と平かな混じりの文語文で、上段に小見出しがあり、読みやすく、理解しやすい。適当に挿絵や地図、年表や内容のまとめがあり、下巻の最後には索引もついている。本書の内容構成は次のようになっている。

第1編 古代東洋諸国

- 第1章 地理 第2章 エジプト 第3章 アッシリア人及バビロン人
 第4章 ヘブリウ人 第5章 フェニシア人 第6章 インド人
 第7章 ペルシア帝国 第8章 古代人民の商業

第2編 グリクス史

- 第1章 総説 第2章 第1年期ノ史 第3章 第2年期ノ史
 第4章 第3年期ノ史 第5章 グリクスの文明

第3編 ローマ史

- 第1章 地理及人種 第2章 古代のローマ、王政時代 第3章 共和政治
 第4章 ローマ帝国

第4編 中代史

- 第1章 新人種 第2章 三百年間の史

第3章	シャーレメン (Charlemagne) の帝国	第4章	封建制度
第5章	法皇の権力の振張	第6章	十字軍
		第7章	騎士の興廃
第8章	中代の文明	第9章	政治史要

第5編 近代史

第1章	中代より近代史への遷移	第2章	第16世紀の大事件
第3章	第17世紀の大事件	第4章	第18世紀の大事件
第5章	第19世紀の大事件		

また、「緒論」で、次のように述べている。

- 「(1)歴史とは、広く解すれば、人世の記録と謂ふを得べし。然れども、特見を下すときは、其行為、文明史を組織する、著名なる国民の起原と進歩との談話なりとす。
- (2)歴史を以て、斯の如く高尚のものとするときは、草昧の境界を脱して、有政の社会を結べる種族、即ち国民なる者已にこれありと看做すものにて、而して其記載すべき区域も、古來世事の本体に影響を及ぼし、以て方今の世態を成就したる国民にのみ限るなり、此区域を歴史本部と名づく。・・・
- (5)上に述べたる如く、歴史は著しき文明国民の事蹟のみを記する者なり、然らば即ち歴史の関渉すべき人種は只一のみ、人種の一大部なるカウカシアン人種即ち白人種是なり。何となれば古国の人民、即ちエジプト人、アッシリア人、バビロン人、ヘブリウ人、フェニシア人、インド人、ペルシア人、 그리스人及ローマ人は皆此部に属し。又近世の歐羅巴洲の諸国民、並にその殖民の建立せる諸国も、亦皆此種族に属するがゆへに。要する所、歴史本部の関渉すべき者は、人類中大に発達せる一民族に外ならず、更に之を詳言すれば、書契以来今日に至るまで地球上の人口の大半は、常に他の人種に属すれども、歴史上の真正の人種は独りカウカシアンのみなり。是故に文明なる者は、此人種の脳髓にて造られたりと言ふも、何ぞ不可ならんや。
- (6)近世の学士は、此歴史上の人種、即ちカウカシアン人種を区分して三大族と為す。第一アリアン族一名インドヨーロッパ族、第二セミツ族、第三ハミツ族是なり。・・・
- (11)以上述るが如く文明世界の歴史はアリアン、セミツ、及ハミツ三族の歴史に外ならず。然るに、就中世界進歩の大劇場に於て、常に重要な優技を演したる者はアリアン族とす。・・・
- (12)・・・是故にアリアン族は特に進歩の種族にして、而して万国史の大半は、実に此族の国民等が此共有の文明に供したる、資益の談話を以て占領せざるを得ず。・・・」

また、第5編、第5章の冒頭に、19世紀の特色を次のように述べている。

「第19世紀をして、此特相を有せしめたる大事件、数多これあり。今之を掲ぐれば、第一、此時代の戦争は、王と王との戦争に非らずして、王と人民との戦争なり。而して欧羅巴の政事を全く一変したるは、独り此事実によるものとす。第二、民主政治、代議政体、国民統一、勤労の権理、等の如き、政治上及び社会上の新問題起りて、大に人心に刺激を與へたり、第三、史壇の区域大に拡張し、全世界を包括するに至れり、蓋し一には従来不毛にして、人の住居せざりし遠隔の地に、数多の新国民起りたると、一には、数世の間蠶爾として睡眠せるが如き、亜細亜、亜弗利加の旧国大に覚醒して、復漸く世界の史劇に入るに至れり。」

このように、本書も、コーカサス人種を世界で最も優秀な民族と考え、彼らが作ってきた西洋文明の歴史をたどる、ヨーロッパ中心の万国史であった。

イ 『万国歴史』

この書は、フリーマン、フィッシャー、スウィントン、ティロル、バーンズ、ウイルソンなどの万国史を参考にして、天野為之が著し、東京の富山房から発行されている。尋常中学校・尋常師範学校用教科書で、「文部省検定済」の文字も入っている。初版は1887（明治20）年9月の発行だが、筆者が所有するのは、1889（明治22）年11月5日発行の訂正12版である。文章は漢字と片かな混じりの文語文で、582ページとかなり厚い。本書の内容構成は次のようになっている。

第1巻 古代史

第1編 亜細亜諸国

第1章 埃及国並附録 第2章 巴比倫尼亞述国並附録

第3章 腓尼西亞国並附録 第4章 猶太国並附録

第5章 馬太及波斯国並附録 第6章 印度国並附録

第2編 欧羅巴諸国

第1章 希臘史 第2章 羅馬史

第2巻 中古史

第1編 中古人民ノ顛末

第1章 西刺伯人ノ勃興 第2章 仏朗克王国ノ勃興

第2編 近世諸国ノ発生

第1章 英倫国 第2章 仏蘭西国 第3章 日耳曼国

第4章 瑞西国 附章 中古時代ノ伊太利国

第3編 拾遺

第1章 十字征伐ノ顛末 第2章 「無うる」国

第3章 中古時代ノ亜細亜

第3巻 今世史

第1編 紀元千六百年代

第1章 伊太利戦争 第2章 查祿斯第五世時代

第3章 和蘭共和国ノ勃興 第4章 仏国ノ内乱

第6章 英倫国「智ゆうどる」王統

第2編 紀元千七百年代

第1章 三十年戦 第2章 第十七世紀間ノ仏蘭西国

第3章 英倫国「斯ちゆあると」王統

第3編 紀元千八百年代

第1章 魯西亞国ノ勃興附瑞典国王查祿斯第十二世

第2章 普魯士国ノ勃興 第3章 英倫国「波のバー」王統

第4章 仏蘭西国革命

第4編 紀元千九百年代

第1章 仏蘭西国近時ノ変遷 第2章 英倫国「波のバー」王統ノ続キ

第3章 日耳曼国ノ合一 第4章 伊太利国ノ合一

附章 希臘国ノ再興並ニ比耳時国ノ勃興

また、「序」で、万国史の考え方について次のように述べている。

「歴史ハ固ト是レ社会発達ノ誌録ニシテ二種ノ別アリ、一ヲ一國史或ハ特別史ト云ヒ、他ヲ万国史或ハ普通史トイフ。一國史即チ特別史ハ地球上ノ人類ノ事ハ之ヲ論外ニ置キ、独リ一個特別ノ國民ニ就テ其発達ヲ誌録スル者ナリ。彼ノ英國史、日本歴史ノ如キ則チ此類也。万国史即チ普通史ニハ又二種アリ。一ハ各国ノ歴史ヲ個々別々ニ編述シ許多ノ特別歴史ヲ蒐集シテ之ヲ万国史トナス。〔パーレー〕ノ万国史ノ如キ是ナリ。他ハ万国ヲ一括シテ一大社会トナシ一大集合体トナシ此世界全体ノ進歩発達ヲ誌録スルニアルヲ記憶セヨ。〔フリーマン〕派ノ万国史ノ如キ是ナリ。……我が万国史（本書のこと）モ万国ヲ以テ一社会ト見做シ世界全体ノ発達ノ事実ヲ序スルノ目的ナレハ建国極メテ旧ク歴史ノ材料ニ富メル邦國モ此中ニ記載スル丈ノ価値ナキ事モアル可キナリ。即チ万国ノ中ニ就テ取捨選択ヲナスヲ要スルナリ。而メ何レノ社会ヲ取り何レノ邦國ヲ捨ツ可キヤト選択ヲナサンニ、取ル可キ者ハ欧州諸國ナリ。捨ツ可キハ東洋各土ナラスヤ。見ヨ西洋ノ文明ハ実ニ世界万国ノ上ニ其影響ヲ及ホシ世界発達ノ傾向ヲ指揮スル勢力アレトモ、悲ヒカナ東洋ノ文化東洋ノ人民ハ世界全体ノ大運動ニ秋毫モ關係ヲ有セスシテ万国史上ニ其名ヲ留ムル丈ノ功績アラサルヲ如何センヤ……若シ万国史ノ中ニ赫々トシテ日本ノ國名ヲ輝カサントナラハ日本ノ人民ヲシテ世界ニ對シテ大關係アル人民トナラシムルノ外ナシ……」

さらに、「例言」では、次のように述べている。

「一 万国歴史トハ英語ニ「ヒストリー・オブ・ゼ・ワールド」「ジェネラル・ヒストリー」「ユニベルサル・ヒストリー」トイフ。之ヲ訳シテ世界歴史、普通歴史、全般ノ歴史ト称スルモ可ナリ、中ニ就イテ世界歴史ノ語コソ至極適當ナリト雖モ通例世間ニ於テ万国歴史ト呼ビ做シ来ルニ因リ今之ニ從フ」

「一 万国歴史ノ目的ハ此世界万国ヲ以テ一大社会ト見做シ其全体ノ発達ヲ誌録スルニ在レハ此全体ノ発達ニ關係ナク世界全般ノ運動ニ影響ヲ與ヘサル邦國ハ已ムヲ得ス之ヲ切り捨ツル事トシ専ラ世界全体ノ運動ヲシテ今日ノ方向ニ傾向セシメ又将来ニ於テモ之カ運命ヲ指揮スルノ見込充分ニ之有ル邦國、人民ニ就イテ眼目ヲ注射スルナリ」

このように、万国史は各国史の寄せ集めではなく、世界を一つの社会とみなし、その発達をたどるもので、世界史意識が明確に出ている点が注目される。しかし、アジア的・日本的自覚はあるものの、その視点で万国史を記述するためには、東洋や日本のことは軽視せざるを得ないというジレンマがあり、本書も西洋中心の万国史になっている。

ウ 『万国史要』

この書は、辰巳小次郎と小川銀次郎の共著になるもので、1893（明治26）年に東京の金港堂から出版された。筆者が所有するのは、1898（明治31）年発行の8版である。尋常中学校・尋常師範学校用の教科書で、「文部省検定済」である。文章は漢字と平かな混じりの文語文で、教科書であることを配慮して388ページと精選されている。内容は、古代史、中世史、近世史の3編からなり、西洋史が中心であるが、それは、日本歴史、支那歴史の2学科がすでにあるので、「支那日本の事にして世界一般の上に及ばざるもの」はこれを除いた結果であることが「凡例」で述べられている。万国史の考え方について、冒頭の「総論」で次のように記している。

「歴史に二種あり。主として一國民の事變のみを記するを國史と云う。万国万代の事變を並記するを万国史と云う。故に万国史は國史の集合体なりとす。甲乙兩種以上の國民始

めて相接し、或は好を通し或は戦を宣したるの時を以て、万国史の発端となし、其の以て世界とする處年代を経るに従ひ漸く発達変遷して今日に至るの概要を究むるを以て万国史の主眼とす。然ればオセアニア洲並に東洋諸国の内、近世に至るまで世界一般に対して関係の少かりしものは、其近時の事変のみを記るすの要あり。」

このような考えに基づき、西洋史を中心とする記述になっているが、明治初期の万国史とは異なり、反ヨーロッパ的で、アジア意識の強いものになっている。

3 明治後期（明治27 [1894] 年～明治43 [1910] 年）

(1) 東洋史の新設と歴史三区分法の成立

1894（明治27）年、文部大臣井上毅の諮詢を受けて、中学校の各教科の教育について検討がなされた。そのとき、歴史科の会合で、那珂通世は次のような主張をした。

従来、中等学校においては、外国歴史という科目のもとで、万国史と支那史を教えている。西洋諸国については、欧米で行われている、いわゆる世界史（万国史）をそのまま教えてもよいが、これとは別に、東洋諸国については、すなわち中国をはじめとして朝鮮・インドなどの日本に関係が深い国々については、やや詳しく教えなくてはならない。そのため、東洋諸国の歴史を適切に編成して、世界歴史の一半を補わなくてはならない。

このような考えが多く賛同を得て、同年「尋常中学校歴史科ノ要旨」が発表された。その主な主張は次の通りである。

「尋常中学校ノ歴史科ハ国史ヲ主トシ傍ラ世界史ヲ授ケ歴史上普通ノ事蹟ヲ教ヘ以テ豊富ナル経験ヲ得シメ良好ナル感情ヲ養ハシム……

世界史ニ於テハ世界大勢ノ変遷ニ関スル事蹟ヲ主トシテ著名ナル諸国ノ興亡盛衰及ビ社会ノ発達ノ要領ヲ教フルモノトス

世界史ヲ分チテ東洋史西洋史トシ東洋史ニ於テハ特ニ支那史ヲ詳ニス……

東洋歴史ハ支那ヲ中心トシテ東洋諸国ノ治乱興亡ノ大勢ヲ説クモノニシテ西洋歴史ト相對シテ世界歴史ノ一半ヲナスモノナリ

東洋歴史ヲ授クルニハ我国ト東洋諸国ト古ヨリ互ニ相及ボセル影響如何ニ注意シ又東洋諸国ノ西洋諸国ニ對スル関係ヲ説明スベシ

是マデ支那歴史ハ歴代ノ興亡ノミヲ主トシテ人種ノ盛衰消長ヲ説カザレドモ東洋歴史ニテハ東洋諸国ノ興亡ノミナラズ支那種、突厥種、女真種、蒙古種等ノ消長盛衰ニ説キ及ボスベシ……」

国史・西洋史・東洋史の歴史三区分法は、明確な世界史意識を基礎としたもので、本「要旨」は「世界史」教育の提唱をも意味するものであったが、同時に、東洋史の新設の背景には、同年の日清戦争によるナショナリズムの高揚があり、西洋に相對する東洋の盟主としての自覚があった。⁹⁹

(2) 高等女学校令・実業学校令と中学校教授要目の制定

1886（明治19）年の中学校令では、中学校に尋常中学校と高等中学校の二つを置いていたが、1894（明治27）年に高等学校令が發布され、高等中学校は専門教育を主体とする高等学校に改編された。また、1891（明治24）年に中学校令が改正された際、第14条で「高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施ス所ニシテ尋常中学校ノ種類トス」と規定さ

れ、高等女学校が尋常中学校と同一水準の女子高等普通教育機関として法的に位置づけられた⁸⁰。その後、人口の半分をしめ、しかも次の世代の国民の養育を天職とする女性に一定の知識と国家意識を与え、産業革命の進展による女子労働への需要の増大などの要因を背景に、1899（明治32）年、中学校令から分離独立した高等女学校令が公布された。それは、高等女学校の目的を「女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為ス」と規定し⁸¹、中学校と類似した構成をとっているが、その「高等普通教育」は中学校の場合と異なり、女性を「良妻賢母」たらしめることにねらいがあった。1903（明治36）年の高等女学校教授要目で歴史の授業は次のように定められた。第1年（日本歴史、1時間）、第2年（日本歴史、2時間）、第3年（東洋歴史、1時間）、第4年（西洋歴史、2時間）⁸²。

1899（明治32）年、実業学校令が制定され、工業・農業・商業などの実業に従事する者に対する実業教育の根本規定が定められた。1903（明治36）年、実業学校令が改正されて実業専門学校が設置されると、実業学校は中等程度以下の実業教育をほどこす機関となった⁸³。実業学校では、この時代、歴史は必修ではなく随意科目とされた。

1894（明治27）年「尋常中学校の学科及び其程度」が改正され、歴史と地理の時間数が増やされた。時間数は歴史と地理の合計で示され、第1年（3時間）、第2年（3時間）、第3年（3時間）、第4年（3時間）、第5年（4時間）となった。また、時間数を合計で示した理由の説明に、「歴史及地理ノ課目ノ時間ヲ増シタルハ歴史ニ重キヲ置クカ為ナリ蓋歴史教育ノ精神ハ我国体ノ貴重ナルヲ知ラシメ宇内ノ大勢ヲ詳ニシ古今ノ変ニ通スルノ能力ヲ養成スルニ在リ而シテ尤中等教育ノ要点ヲ占ムル者ナリ」と述べて、歴史教育の重要性を強調している⁸⁴。

1899（明治32）年中学校令が改正され、尋常中学校の制度は一新され、戦前における中学校の性格を確立した。第1条で「中学校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス」と定め、実業学校及び高等女学校との違いが明確化された⁸⁵。また1901（明治34）年、中学校令施行規則が制定され、その第1章「学科及其ノ程度」において、歴史については次のように定められた。

「第5条 歴史ハ歴史上重要ナル事蹟ヲ知ラシメ社会ノ変遷、邦国、盛衰由ル所ヲ理會セシメ特ニ我国ノ発達ヲ詳ニシ国体ノ特異ナル所ヲ明ニスルヲ以テ要旨トス 歴史ハ日本歴史及外国歴史トシ日本歴史ニ於テハ国初ヨリ現時ニ至ルマテノ事歴ヲ授け 外国歴史ニ於テハ世界大勢ノ変遷ニ関スル事蹟ヲ主トシテ著名ナル諸国ノ興亡、人文ノ発達及我国ノ文化ニ関係アル事蹟ノ大要ヲ知ラシムヘシ」と。

また、時間数は、歴史と地理をあわせて示され、第1学年から第5学年まで、週3時間とされた⁸⁶。

1902（明治35）年、中学校教授要目が制定され、歴史については次のように規定された。まず時間数と科目は、第1学年（日本歴史、毎週1時間）、第2学年（日本歴史、毎週2時間）、第3学年（東洋歴史、毎週2時間）、第4学年（西洋歴史、毎週2時間）、第5学年（日本歴史・西洋歴史、各毎週1時間）である。その内容は、東洋歴史については上古、中古、近古、近世に分けて詳細に示し、西洋歴史についても上古、中古、近古、近世に分けて詳細に項目をあげている。また「教授上ノ注意」で、

「一 歴史ヲ授クルニハ社会ノ変遷、邦国ノ盛衰ニ関スル明晰ナル概念ヲ得シムコトヲ主トシ正確ヲ期スル為徒ニ細密ナル事実ノ詮索ニ流レサランコトヲ要ス」

「二 偉人ノ事蹟ヲ授クルニ當リテハ其ノ性行、事業及當時ノ事情ヲ詳ニシ生徒徳性ノ涵養ニ資センコトヲカムヘシ」

「五 外国歴史ハ特ニ我国ト関係アル事項ニ留意シテ之ヲ授クヘシ」

「六 対照年表ヲ用ヒテ紀年ノ連絡ヲ知ラシメ又常ニ地図、実物、図画、標本ヲ示シテ生徒ノ知識ヲ確實ナラシムヘシ」

などと記している。⁷⁷

(3) 教育実践の画一化と教科書の国定化

明治の後半、教育課程の編成、教授方法及び学校や学級の管理方式等において、国家基準の強化と著しい類型化が進んだ。まず教育課程については、1900（明治33）年の小学校令改正によって、「第28条 小学校教則及小学校編成ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム」と規程し、その全国的画一化が完成した。⁷⁸

中等教育に関しては、1901（明治34）年の中学校令施行規則で中学校の教育課程の大綱が規定され、翌年の中学校教授要目で、各学校の教授内容をはじめ、教科書の内容まで統制されることになった⁷⁹。高等女学校においても、中学校と同様、1901（明治34）年に高等女学校令施行規則、1903（明治36）年に高等女学校教授要目が定められた。⁸⁰

学校・学級の管理方式については、このころから子どもを集団として把握する「学級」の概念が成立し、それに応じて統一体としての学校運営を図るため、4月に始まり翌年の3月に終わる「学校暦」が全国的に採用された。教授細目の編成は、原則として校長の権限であり、個々の教員は単に校長の教育方針の学級化を担当するものとされた。職員会議は上意下達の機関となり、教員の任命する級長制・週番制が子どもの自己管理方式として成立した。⁸¹

教授方法では、ヘルバルト主義にもとづく段階教授法が各教科に適用され、典型的な各科教授法が形成された。⁸²

最後に、教育実践を統制する決め手として、教科書の国定化が企てられた。なかでも、文部省が最も重要視していた修身の内容を一定化すべきという主張がたかまった。議会の建議もあって、1900（明治33）年、文部省は省内に修身教科書調査委員会を置き、小学校修身教科書の国費による編集に着手するが、そのとき、府県教科書の採択をめぐる「教科書事件」が発生した。そこで文部省は進めていた教科書の国定化を直ちに実施することにし、1903（明治36）年、小学校令を改正して、「小学校ノ教科用図書ハ文部省ニ於テ著作権を有するモノタルヘシ」とした。こうして、まず修身・日本歴史、地理及び国語の教科書は必ず国定の教科書を使用しなければならないとし、1904（明治37）年から実施した。翌年には算術と図画、1911（明治44）年には理科も国定とされ、小学校の主要教科がすべてきびしい国家統制のもとにおかれることになった。⁸³

参 考 文 献

- ①教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第1巻～第4巻（龍吟社、1938年）
- ②黒田茂次郎・土館長言編『明治学制沿革史』（金港堂書籍、1906、復刻版 有明書房、1989年）
- ③唐澤富太郎著『教科書の歴史』（創文社、1956年）
- ④満井隆行著『外国史の教育』（葵書房、1966年）
- ⑤『教育学全集3 近代教育史』（小学館、1968年）
- ⑥伊勢仙太郎編『わが国の義務教育における教育方法の歴史的研究』（風間書房、1972年）
- ⑦財団法人教科書研究センター編『旧制中等学校教科内容の変遷』（ぎょうせい、1984年）
- ⑧奥田真丈監修『教科教育百年史』本編・資料編（建帛社、1985年）
- ⑨二谷貞夫著『世界史教育の研究』（弘生書林、1988年）
- ⑩茨木智志「中等学校での外国史教育の内容」、歴史教育者協議会編『あたらしい歴史教育3』（大月書店、1993年）
- ⑪茨木智志「1894年の『尋常中学校歴史科ノ要旨』に対する再検討』『総合歴史教育』第37号（総合歴史教育研究会、2001年）

注

- 1) ④や⑦はこの分類を採用している。
- 2) ③は教科書の発行形態の違いによって、次のように時期を区分している（p.1～2）。
 - 1 翻訳教科書（明治5 [1872] 年～明治12 [1879] 年）
 - 2 儒教主義復活の教科書（明治13 [1880] 年～明治18 [1885] 年）
 - 3 検定教科書（明治19 [1886] 年～明治36 [1903] 年）
 - 4 国定1期教科書（明治37 [1904] 年～明治42 [1909] 年）
 - 5 国定2期教科書（明治43 [1910] 年～大正6 [1917] 年）
 - 6 国定3期教科書（大正7 [1918] 年～昭和7 [1932] 年）
 - 7 国定4期教科書（昭和8 [1933] 年～昭和15 [1940] 年）
 - 8 国定5期教科書（昭和16 [1941] 年～昭和20 [1945] 年）
- 3) ①第1巻、p.277～278、⑤p.36、⑧資料編 p.34
- 4) ①第1巻、p.276～277、②p.2～4、⑤p.37、⑧資料編 p.33
- 5) ①第1巻、p.397～415、②p.23～32、⑧資料編 p.38～41
- 6) ①第1巻、p.421～441、②p.23～36
- 7) ①第1巻、p.487～500、②p.203～204
- 8) ①第1巻、p.501～543、②p.203～207
- 9) ①第1巻、p.552～553、②p.203～207
- 10) ①第1巻、p.415～417、858、②p.1046～1049、③p.81、⑥p.259～260、⑧本編 p.280 なお『万国史略』について、③はパーレーの著作としているが、⑧はスコットランドのタイトレルの著作としている。
- 11) 『岩波-ケンブリッジ世界人名辞典』（岩波書店、1997年）p.275、『岩波西洋人名辞典増補版』（岩波書店、1981年）p.422
- 12) ④p.42～47

- 13) ①第2巻、p.161～166、⑤p.53、⑧資料編 p.43～44
- 14) ①第2巻、p.254～255、258、③p.123～126、⑧資料編 p.46
- 15) ②p.210～213
- 16) ①第3巻、p.150～152、②p.220～221
- 17) ①第3巻、p.38、151、③p.147～149、⑧資料編 p.51
- 18) ①第3巻、p.155～159、②p.221～226
- 19) ④p.128～130、⑨p.20～22、⑩p.82～84。⑪p.32～49

なお、⑩は「尋常中学校歴史科ノ要旨」の歴史教育史的意義を論じ、本「要旨」は教育行政的には基準もしくは標準として「訓令」されず、曖昧な位置におかれたこと、また本「要旨」は(1)学科目・東洋史の提唱、(2)国史・西洋史・東洋史の三区分法による歴史教育の提唱とともに、(3)「世界史」教育を提唱するものであったことを述べ、新しい意義付けを行っている。

- 20) ①第3巻、p.194～195、215、②p.860
- 21) ①第4巻、p.274、
- 22) ①第4巻、p.307～311、②p.897～901
- 23) ①第4巻、p.472、477
- 24) ①第3巻、p.200～204、②p.229～231
- 25) ①第4巻、p.154、②p.233
- 26) ①第4巻、p.178～181、②p.236～239
- 27) ①第4巻、p.211～218、②p.268～275
- 28) ①第4巻、p.21
- 29) ①第4巻、p.178～190、192～268
- 30) ①第4巻、p.284～344
- 31) ⑤p.94～96
- 32) ⑥p.294～308
- 33) ①第4巻、p.693～700、③p.191～218、⑤p.96～99